

令和6年第4回定例会 建設環境委員会 委員長報告

ご報告申し上げます。

今期定例会において、建設環境委員会に付託された案件は議案10件です。

当委員会に付託された議案の審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しが、お手元に配付されていると思いますので、あわせてご参照ください。

当委員会は、12月3日に関係部課長の出席を求め、現地での視察調査の上、慎重に審査を行いました。

これより付託表の順序に従い、その審査中の主な質疑、答弁及び意見並びに結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案第93号 狭山市駅東西自由通路条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○使用料を改めるとともに、パネルを利用する場合を追加するが、使用料収入の増額の見込みは。との質疑に、

●条例等改正後の使用料については、全ての掲示箇所において最大面積を年間通して使用された場合、狭山市駅東西自由通路の所定のショーケースを利用する場合は52万8,000円、狭山市駅東西自由通路の所定の位置に吊り下げる場合は856万8,000円、入曽駅東西自由通路の所定のパネルを利用する場合は76万8,000円、合計で986万4,000円となる。現行条例において、最大面積で年間を通して使用された場合と比較すると、約93万6,000円の増額が見込まれる。との答弁。

○ポスター等の掲示に関する募集はいつ頃からどのように行うのか。との質疑に、

●自由通路のポスターほか広告の掲示に関する募集については、例年1月に募集案内を行い、具体的には狭山市公式ホームページの掲載、広報さやま1月号への掲載、狭山商工会議所や狭山市産業労働センターに募集案内のポスターの掲示を依頼し、さらに、狭山商工会議所の広報紙に募集記事を掲載する。また、川越狭山工業会や、狭山工業団地工業会に加入している各事業者宛てにも募集を案内している。

許可から掲示までの流れについては、1月下旬に許可申請を受け付け、2月中に市から申請者に許可書を発行し、翌年度、当初より掲示を開始する。なお、申請期間が終了し、申請者へ許可書を発行した後においても、掲示箇所に空きがある場合には、先着順にて使用許可申請を募集している。との答弁。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例については、さしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 狭山市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

○人材不足解消のほかに、布設工事監督者の資格要件の緩和によって得られる効果は。との質疑に、

●若手職員にとっては、水道以外の下水道や道路等での経験を生かして、実務経験年数に含むことができるため、行政職員として幅広い知識を持って水道業務に当たることができる。との答弁。

○資格要件として、大学や高等学校等を卒業した者、また、水道等の実務経験者ということだが、実務経験の確認の方法はどのように行うのか。との質疑に、

●水道施設課で保有している職員の記録と職員課で保有している職員の記録を併せて確認している。との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 令和6年度狭山市一般会計補正予算（第5号）歳出8款土木費について申し上げます。

○土地利用転換推進事業について、地権者との仮同意に向けての進捗状況は。との質疑に、

●現在の進捗については、地権者の全体説明会を10月3日に開催し、事業の概要、手法、地権者組織設立に向けての説明を行い、地権者協議会の設立に向けた加入の申込を行ったところである。当初、地権者協議会の設立については11月下旬を予定していたが、事業化を円滑に進めるため、加入率を高めていきたいと考えており、現在、地権者個々に加入の依頼をしている。現在の加入状況は、地権者世帯数は77世帯であり、そのうち59世帯から加入届が提出され、加入率は77%である。との答弁。

○仮同意を得られるまでは環境影響評価調査計画関係業務ができないということか。との質疑に、

●これから地権者組織を設立して、勉強会や意見交換会を実施し、より事業への理解を深めてもらい、仮同意を取得していきたい。仮同意の結果により、環境影響評価調査計画関係業務を実施する方が、今後、手戻りもないと判断し、減額補正するものである。との答弁。

○ナラ枯れの関係で行う伐採は、全部で何本か。との質疑に、

●全体で169本を伐採する。公園別の内訳は、智光山公園が119本、堀兼・上赤坂公園が50本となる。との答弁。

○今回の補正予算については、これまで予定していたほかに新たにナラ枯れが発生したため追加して伐採するものか、それとも来年の予防管理のために伐採するものとして計上したのか。との質疑に、

●今年の9月に公園別に調査を行い、ナラ枯れが確認された樹木で、園路や公園施設への影響のあるものを中心に伐採をするため、増額補正するものである。との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 令和6年度狭山市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

○令和6年度補正予算において債務負担行為を設定し、令和7年度の当初予算で予算計上するということだが、議決後、工事までどのような流れになるのか。との質疑に、

●令和7年度当初に工事を実施するため1月に入札、2月に契約、3月に工事の準備、着工する予定で、当初予算の議決をいただいたのち、4月以降に前払金や工事代金の支払いを行うものである。との答弁。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 市道路線の廃止については、質疑なく、採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０８号 市道路線の認定についてについて申し上げます。

○市道Ｂ第752号線は、入曽駅西口へ繋がる路線として一体と考えて良いと思われる。

幅員が1.82mと狭く、人の通行に限られるが、今後の整備はどのように考えているのか。との質疑に、

●利用状況を踏まえると当面の間は現状のままであり、不陸を整正するにしても、現在のところ舗装整備をする予定はない。との答弁。

○入曽駅西口に通じる道路であることから、インターロッキング舗装等など、歩行者が気持ちよく通れるような整備をされたい、との意見がありました。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０９号 市道路線の認定については、質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１０号 市道路線の廃止については、質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１１１号 市道路線の認定については、質疑なく、採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査における主な質疑、答弁及び意見並びに結果について申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、当委員会の決定どおり、よろしく願います。